安全管理員

放課後子ども教室推進事業の経緯

文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を 実施していたが、平成19年度からは「地域子ども教室推進事業」の国の支援の仕組みや内容を変更して、 「放課後子ども教室推進事業」として実施している。

具体的には、小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施している。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取り組みに対して補助をしている。

これと並行して、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪 事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子ど もを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘され る中、平成18年5月に「放課後子どもプラン」が創 設された。「放課後子どもプラン」は、地域社会の中 で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して 健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ど も教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全 育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの である。

◆関連サイト

〇放課後子どもプラン ホームページ

http://www.houkago-plan.go.jp/index.html

→放課後子ども教室推進事業

http://www.houkago-plan.go.jp/houkago/index.html

安全管理員とは

平成18年度までの「地域子ども教室推進事業」では、PTA関係者、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体関係者など、地域住民の多くがボランティアとして参加し、安全管理面に配慮しながら、子どもたちを見守り、その中で様々な活動が展開されていた。

これに対し、平成19年度からの「放課後子ども

教室推進事業」においては、地域の方々に協力を呼びかける中で、さらに具体的に役割が示されている。 その役割は、「コーディネーター」「安全管理員」「学習アドバイザー」の三役で、いずれも有償ボランティアである。(報酬金額は地域により異なる)

三役の中の「安全管理員」は、文字通り子どもたちの安全管理を図る役割を担っている。具体的には、放課後子ども教室における学習活動、スポーツや文化芸術などの体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動、様々な遊びの活動などに、子どもたちが安全に参加できるよう配慮することが、安全管理員の仕事である。

安全管理員研修会の事例

「安全管理員」が、その役割をきちんと果たすこと ができるように、安全管理員を対象とした研修会が 各地域で実施されている。

その主体は教育委員会であることが多い。 なお、 内容は、以下のようなものである。

- ○放課後子ども教室の現場の状況(現状把握)と 課題抽出をするワークショップ形式の研修会
- ○KYT (危険予知トレーニング) の実践
- ○救急救命講習
- (三角巾の使い方, 心肺蘇生, AED講習など)
- ○情報交換·情報共有·事例発表会
- ○専門家の講義

(放課後子ども教室推進事業の意義や,子どもの居場所の環境づくりについてなど)

安全管理員になりたい場合

安全管理員を引き受けてみたいという場合は、最 寄りの市区町村役場や教育委員会に問い合わせてみ るとよい。また、市区町村によってはホームページ 等に募集内容が掲載されているので参考にするとよ い。